

原子力損害賠償・廃炉等支援機構法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

(新旧対照条文一覧)

○原子力損害賠償・廃炉等支援機構法(平成二十三年法律第九十四号) . . . . . 1

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 設立（第九条―第十三条）</p> <p>第三章 運営委員会及び廃炉等技術委員会</p> <p>第一節 運営委員会（第十四条―第二十二条）</p> <p>第二節 廃炉等技術委員会（第二十二條の二―第二十二條の七）</p> <p>第四章 役員等（第二十三条―第三十四条）</p> <p>第五章 業務</p> <p>第一節 業務の範囲等（第三十五条―第三十七条）</p> <p>第二節 負担金（第三十八条―第四十条）</p> <p>第三節 資金援助</p> <p>第一款 通則（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第二款 特別事業計画の認定等（第四十五条―第四十七条）</p> <p>第三款 特別資金援助に対する政府の援助（第四十八条―第五十一条）</p> <p>第四款 負担金の額の特例（第五十二条）</p> <p>第四節 損害賠償の円滑な実施等に資するための相談その他の業務（第五十三条―第五十五条の二）</p> <p>第五節 廃炉等積立金（第五十五条の三―第五十五条の十）</p> <p>第六章 財務及び会計（第五十六条―第六十三条）</p> <p>第七章 監督（第六十四条・第六十五条）</p> <p>第八章 雑則（第六十六条―第七十二条）</p>	<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条―第八条）</p> <p>第二章 設立（第九条―第十三条）</p> <p>第三章 運営委員会及び廃炉等技術委員会</p> <p>第一節 運営委員会（第十四条―第二十二条）</p> <p>第二節 廃炉等技術委員会（第二十二條の二―第二十二條の七）</p> <p>第四章 役員等（第二十三条―第三十四条）</p> <p>第五章 業務</p> <p>第一節 業務の範囲等（第三十五条―第三十七条）</p> <p>第二節 負担金（第三十八条―第四十条）</p> <p>第三節 資金援助</p> <p>第一款 通則（第四十一条―第四十四条）</p> <p>第二款 特別事業計画の認定等（第四十五条―第四十七条）</p> <p>第三款 特別資金援助に対する政府の援助（第四十八条―第五十一条）</p> <p>第四款 負担金の額の特例（第五十二条）</p> <p>第四節 損害賠償の円滑な実施等に資するための相談その他の業務（第五十三条―第五十五条の二）</p> <p>（新設）</p> <p>第六章 財務及び会計（第五十六条―第六十三条）</p> <p>第七章 監督（第六十四条・第六十五条）</p> <p>第八章 雑則（第六十六条―第七十二条）</p>

第九章 罰則（第七十三条―第七十九条）

附則

（目的）

第一条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号。以下「賠償法」という。）第三条の規定により原子力事業者（第三十八条第一項に規定する原子力事業者をいう。以下この条及び第三十七条条において同じ。）が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額（第四十一条第一項において単に「賠償措置額」という。）を超える原子力損害（賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。以下同じ。）が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等（第三十八条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に係る事業の円滑な運営の確保を図るとともに、原子力事業者が設置した発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）又は実用再処理施設（第三十八条第一項第二号に規定する実用再処理施設をいう。以下この条において同じ。）が原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定された場合において、当該原子力事業者が廃炉等（当該指定に係る発電用原子炉施設に係る実用発電用原子炉（第三十八条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。）の廃止（放射性物質によって汚染された水に係る措置を含む

第九章 罰則（第七十三条―第七十九条）

附則

（目的）

第一条 原子力損害賠償・廃炉等支援機構は、原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十六年法律第四百七号。以下「賠償法」という。）第三条の規定により原子力事業者（第三十八条第一項に規定する原子力事業者をいう。以下この条及び第三十七条条において同じ。）が賠償の責めに任ずべき額が賠償法第七条第一項に規定する賠償措置額（第四十一条第一項において単に「賠償措置額」という。）を超える原子力損害（賠償法第二条第二項に規定する原子力損害をいう。以下同じ。）が生じた場合において、当該原子力事業者が損害を賠償するために必要な資金の交付その他の業務を行うことにより、原子力損害の賠償の迅速かつ適切な実施及び電気の安定供給その他の原子炉の運転等（第三十八条第一項に規定する原子炉の運転等をいう。）に係る事業の円滑な運営の確保を図るとともに、原子力事業者が設置した発電用原子炉施設（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第六十六号。以下「原子炉等規制法」という。）第四十三条の三の五第二項第五号に規定する発電用原子炉施設をいう。以下この条において同じ。）又は実用再処理施設（第三十八条第一項第二号に規定する実用再処理施設をいう。以下この条において同じ。）が原子炉等規制法第六十四条の二第一項の規定により特定原子力施設として指定された場合において、当該原子力事業者が廃炉等（当該指定に係る発電用原子炉施設に係る実用発電用原子炉（第三十八条第一項第一号に規定する実用発電用原子炉をいう。）の廃止（放射性物質によって汚染された水に係る措置を含む

。又は当該指定に係る実用再処理施設に係る再処理（原子炉等規制法第二条第十項に規定する再処理をいう。第三十八条第一項第二号において同じ。）の事業の廃止をいう。以下同じ。）を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、廃炉等積立金の管理、助言、指導及び勧告その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第三十五条（略）

一～四（略）

五 第五節の規定による廃炉等積立金の管理その他同節の規定による業務

六～八（略）

（業務方法書）

第三十六条（略）

2 前項の業務方法書には、負担金に関する事項、廃炉等積立金に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

（事業計画等）

第三十六条の三 機構は、毎事業年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等積立金管理業務（第三十五条第五号に掲げる業務をいう。次項及び第五十五条の八において同じ。）に関する事業計画書及び収支予算書を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。

。又は当該指定に係る実用再処理施設に係る再処理（原子炉等規制法第二条第十項に規定する再処理をいう。第三十八条第一項第二号において同じ。）の事業の廃止をいう。以下同じ。）を実施するために必要な技術に関する研究及び開発、助言、指導及び勧告その他の業務を行うことにより、廃炉等の適正かつ着実な実施の確保を図り、もって国民生活の安定向上及び国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

（業務の範囲）

第三十五条 機構は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一～四（略）

（新設）

五～七（略）

（業務方法書）

第三十六条（略）

2 前項の業務方法書には、負担金に関する事項その他主務省令で定める事項を記載しなければならない。

（新設）

ればならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 機構は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、廃炉等積立金管理業務に関し事業報告書及び収支決算書を作成し、主務大臣に提出しなければならない。

(資金援助の申込み)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 廃炉等を実施する原子力事業者が第一項の規定による申込みを行う場合には、前項の書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

- 一 廃炉等の実施に関する方針
- 二・三 (略)

#### 第五節 廃炉等積立金

(廃炉等積立金の積立て及び管理)

第五十五条の三 廃炉等を実施する認定事業者(以下「廃炉等実施認定事業者」という。)は、廃炉等の適正かつ着実な実施を確保するため、機構の事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、機構が次条第五項の規定により通知する額の金銭を廃炉等積立金として積み立てなければならない。

2 廃炉等積立金の積立ては、当該事業年度の終了後三月以内に機構にしなければならない。ただし、当該積立金の額の二分の一に相当する金額については、当該事業年度終了の日の翌日以後六月を経過した日から三月以内に積み立てることができる。

3 廃炉等積立金は、機構が管理する。

(資金援助の申込み)

第四十一条 (略)

2 (略)

3 廃炉等を実施する原子力事業者が第一項の規定による申込みを行う場合には、前項の書類のほか、次に掲げる事項を記載した書類を提出しなければならない。

- 一・二 (新設)
- (略)

#### (新設)

(新設)

(廃炉等積立金の額)

第五十五条の四 廃炉等積立金の額は、機構の事業年度ごとに廃炉等実施認定事業者が機構に積み立てるべき額として機構が運営委員会の議決を経て定める額とする。

2 廃炉等積立金の額は、次に掲げる要件を満たすために必要なものとして主務省令で定める基準に従って定められなければならない。

一 廃炉等の実施に関する長期的な見通しに照らし、廃炉等を適正かつ着実に実施するために十分なものであること。

二 廃炉等実施認定事業者の収支の状況に照らし、電気の安定供給その他の原子炉の運転等に係る事業の円滑な運営に支障を来し、又は当該事業の利用者に著しい負担を及ぼすおそれのないものであること。

3 機構は、廃炉等積立金の額を定め、又はこれを変更しようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 主務大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議しなければならない。

5 機構は、第三項の認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る廃炉等積立金の額を廃炉等実施認定事業者に通知しなければならない。

6 主務大臣は、廃炉等実施認定事業者の廃炉等の実施の状況、廃炉等を実施するために必要な技術に関する研究及び開発の状況その他の事情に照らし必要と認めるときは、機構に対し、廃炉等積立金の額の変更をすべきことを命ずることができる。

(廃炉等実施認定事業者の届出)

第五十五条の五 廃炉等実施認定事業者は、毎年度、主務省令で定めるところにより、廃炉等の実施の状況、廃炉等の実施に関

(新設)

(新設)

する計画その他主務省令で定める事項を機構を経由して主務大臣に届け出なければならぬ。その届け出た事項に変更（主務省令で定める軽微な変更を除く。）が生じたときも、同様とする。

（利息）

第五十五条の六 機構は、主務省令で定めるところにより、廃炉等積立金に利息を付さなければならない。

（新設）

（廃炉等積立金の運用）

第五十五条の七 機構は、次の方法によるほか、廃炉等積立金を運用してはならない。

（新設）

- 一 国債その他主務大臣の指定する有価証券の保有
- 二 主務大臣の指定する金融機関への預金
- 三 その他主務省令で定める方法

（帳簿）

第五十五条の八 機構は、主務省令で定めるところにより、帳簿を備え、廃炉等積立金管理業務に関し主務省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

（新設）

（取戻し）

第五十五条の九 廃炉等実施認定事業者は、廃炉等の実施に要する費用に充てる場合又は廃炉等積立金を積み立てておく必要がないものとして主務省令で定める場合には、主務省令で定めるところにより、次項の規定により承認を受けた計画に従って廃炉等積立金を取り戻すことができる。

（新設）

2 廃炉等実施認定事業者は、廃炉等積立金の取戻しをするに当

たつては、機構の事業年度ごとに、主務省令で定めるところにより、機構と共同して、廃炉等積立金の取戻しに関する計画を作成し、主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(立入検査)

第五十五条の十 主務大臣は、この節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、廃炉等実施認定事業者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、機構に、第一項の規定による立入検査を行わせることができる。

4 主務大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

5 機構は、前項の規定による指示に従って第三項に規定する立入検査を行ったときは、その結果を主務大臣に報告しなければならない。

6 第三項の規定により機構の職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

7 第一項及び第三項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(区分経理)

(新設)



第五十八条の二 機構は、廃炉等積立金に係る経理を、主務省令で定めるところにより、一般の経理と区分し、廃炉等積立金に係る勘定を設けて整理しなければならない。

(利益及び損失の処理)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第三十五条第二号から第七号までに掲げる業務に要する費用に充てることができる。

4・5 (略)

第七十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第五十五条の十第一項又は第三項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第五十五条の八の規定による帳簿の記載をせず、虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

三 (略)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反

(新設)

(利益及び損失の処理)

第五十九条 (略)

2 (略)

3 機構は、予算をもって定める額に限り、第一項の規定による積立金を第三十五条第二号から第六号までに掲げる業務に要する費用に充てることができる。

4・5 (略)

第七十四条 第四十七条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

(新設)

(新設)

第七十五条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした機構の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 (新設)

三 (略)

第七十八条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反

行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

五 第三十九条第七項、第四十二条第三項(第四十三条第四項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。)、第五十五条の四第六項又は第六十四条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

六 第五十五条の七の規定に違反して廃炉等積立金を運用したとき。

七・八 (略)

行為をした機構の役員は、二十万円以下の過料に処する。

一〇四 (略)

五 第三十九条第七項、第四十二条第三項(第四十二条第四項及び第五十四条第三項において準用する場合を含む。 )又は第六十四条第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

(新設)

六・七 (略)